

社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業等)

基幹事業

- 道路
 - 港湾
 - 河川
 - 砂防
 - 下水道
 - 海岸
 - 都市公園
 - 市街地整備
 - 住宅
 - 住環境整備
- 等
- ➡令和5年度からの拡充
- 「**地域公共交通再構築**」を追加
 - 「市街地整備」の「**都市・地域交通戦略推進事業**」を拡充

効果促進事業

- 基幹事業の効果を高めるために必要な事業
- 全体事業費の2割目途**

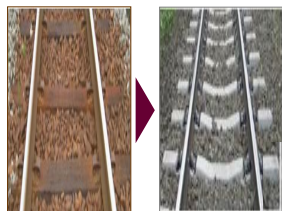
地域公共交通再構築事業の概要

交付金事業者等 : 地方公共団体、補助対象経費の1/2

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については1/3 (補助対象経費は総事業費の2/3を上限とし、1/3は事業者の自己負担)

対象事業 : 地域公共交通活性化再生法による計画認定を受けて行う鉄道施設・バス施設の整備
※まちづくりとの相互連携等が要件

地方財政措置 : 鉄道施設 : 地方負担分について、地方債 (※) 充当率100%、うち45%について交付税措置
(※) 第三種事業者 (自治体) 又は第三セクター鉄道の場合
バス施設 : 地方負担分について、特別交付税措置80%



軌道の強化
(高速化)



駅舎の
新改築・移設



既存施設の
撤去



GX/DX
鉄道車両



停留所
乗換所



営業所
車庫



充電施設
蓄電池



GX/DX
バス車両

地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金

地方公共団体が立地適正化計画をはじめとするまちづくり計画等において公共交通の利活用を位置づけ、地域公共交通計画に基づく特定事業として実施する地域公共交通ネットワークの再構築を支援。

【**交付金事業者**】 地方公共団体 ※交付金の対象事業は、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者が実施するものも含まれる

【**補助率**】 1/2 ※JR本州3社又は大手民鉄の路線については1/3（補助対象経費は総事業費の2/3を上限とし、1/3は事業者の自己負担）

【**交付対象事業**】

地域公共交通特定事業※の実施計画の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、ローカル鉄道に係る公共交通再構築やバス路線の再編等を行う事業実施計画

・鉄道施設（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備 等）の整備

・バス施設（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、効果促進事業（自治体が作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象総事業の20%を目途）で、先進的な鉄道・バス車両の導入も支援



停留所の設置



EVバス充電施設の設置



高速化（軌道強化）



信号機更新



駅舎・ホーム改修



ICカード対応改札改修

【**地方財政措置**】

・鉄道施設：地方負担分について、うち45%について交付税措置（第三種鉄道事業者（地方公共団体）又は第三セクター鉄道の場合、地方債充当率100%）

・バス施設：地方負担分について、特別交付税措置80%

令和7年度予算	166百万円
令和6年度補正予算	340百万円

地域公共交通の再構築のため、鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両等、**先進的な車両を導入等**する場合において、導入等の目的に応じて支援ができる事業。

先進車両導入支援事業

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両など先進的な車両導入等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

（対象事業） 先進的な車両の導入等に関する経費

（補助率） 補助対象経費の1/2

（補助対象事業者） 地方公共団体 ※地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

⇒補助対象事業の要件については、地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）と同様の考え方